

第2章

バングラデシュにおける司法の独立と憲法改正 ——憲法第16次改正をめぐる論争を中心に——

湊 一樹

要約：

バングラデシュ人民共和国憲法は、1972年12月に施行されて以来、16回にわたる憲法改正を経て現在に至っており、その内容はバングラデシュの政治面での大きな流れを色濃く反映している。本稿では、これまでの主な憲法改正の内容を踏まえ、バングラデシュにおける司法の独立と憲法改正の問題について、2014年の憲法第16次改正をめぐる論争を中心に検討する。第16次改正は、最近の憲法改正であるというだけでなく、司法の独立の現状を考えるうえで多くの示唆を与える。というのも、この憲法改正には、最高裁判事の任期および解任の手続きを定めた第96条の修正が含まれていたことから、司法の独立をめぐる国内で大きな議論を呼び、その是非が司法の場に持ち込まれ、最高裁長官が不可解な形で辞任する事態にまで発展したからである。さらに、「均衡と抑制」という制度的な歯止めの解体を着実に進めるアワミ連盟政権の権威主義化を象徴しているという意味で、この事例はより大きな文脈に位置づけることもできる。

キーワード：

司法の独立 憲法改正 憲法第96条 権威主義

はじめに

バングラデシュ人民共和国憲法は、1972年12月に施行されて以来、16回にわたる憲法改正を経て現在に至っている。そのなかでもいくつかの憲法改正は、独立後のバングラデシュの政治面での変遷と深く結びついている。特に、1991年12月に長年続いた軍政が崩壊し、民主化の時代を迎えて以降は、与野党間の激しい政治対立のなかに憲法改正が巻き込まれるようになり、その結果、司法部がより大きな政治的圧力にさらされ、

司法の独立が損なわれるような事態が実際に起きていると指摘されている（Hossain 2010；Jahan and Shahan 2014；Chowdhury 2015；Hoque 2015）。そのため、憲法改正の具体的内容、改正が及ぼした影響、改正が行われた政治的背景といった点を検討することは、それ自体として重要な意味を持つだけでなく、バングラデシュという国のあり方がどのように変容してきたのか——ここ数年に関していえば、どのように権威主義化してきたのか——を理解するうえでも不可欠である。

そこで本稿では、これまでの主な憲法改正の内容を踏まえたうえで、バングラデシュにおける司法の独立と憲法改正の問題について、2014年の憲法第16次改正をめぐる論争を中心に検討する。第16次改正は、最近の憲法改正であるというだけでなく、司法の独立の現状を考えるうえで多くの示唆を与える。というのも、この憲法改正には、最高裁判事の任期および解任の手続きを定めた第96条の修正が含まれていたことから、司法の独立をめぐる国内で大きな議論を呼んだだけでなく、その是非が司法の場に持ち込まれ、最高裁長官が不可解な形で辞任する事態にまで発展したからである。さらに、「均衡と抑制」（checks and balances）という制度的な歯止めの解体を着実に進めるアワミ連盟政権の権威主義化を象徴しているという意味で、この事例はより大きな文脈にも位置づけられる。

本章の構成は、以下のとおりである。第1節では、主な憲法改正について概観する。第2節では、最高裁判事の任期および解任の手続きを定めた第96条を中心に、憲法第16次改正について説明する。第3節では、第16次改正の是非が司法の場に持ち込まれ、最高裁上訴部が同改正を違憲とする判決を下して数か月のうちに、最高裁長官が辞職するという異常な事態に至った経緯とその背景を論じる。最後に、本稿の議論をまとめたうえで、裁判官の人事や判決などのデータに基づいて、より実証的な研究を行う余地が多く残されているという点を今後の研究課題として挙げる。

第1節 これまでの主な憲法改正

1972年12月16日、制憲議会での審議と決議を経て、「民族主義、社会主義、民主主義、政教分離主義」の四原則を柱とするバングラデシュ人民共和国憲法が施行された¹。

¹ 施行当初の憲法については、Constituent Assembly of Bangladesh (1972)を参照。また、憲法の制定過程については、Huq (1973)を参照。この四原則は、憲法の前文と「第2編 国家政策の基本原則」（そのなかでも、第8条から第12条）に明記されている。なお、バングラデシュ憲法の「国家政策の基本原則」（Fundamental Principles of State Policy）に関する規定は、インド憲法の「国家政策の指導原則」（Directive Principles of State Policy）に関する規定と同じく、司法による強行はなされないと定められている（第8条第2

それから現在（2018年3月）に至るまで、バングラデシュでは16回にわたって憲法改正が行われている。

これまでの憲法改正のうち主だったものとしては、シェイク・ムジブル・ラフマン率いるアワミ連盟（Awami League: AL）による一党独裁体制に法的根拠を与えることを目的とした第4次改正（1975年）、戒厳令下で出された命令などをすべて合法としたうえで、憲法へ取り込んだ第5次改正（1979年）、民主化後初となる国民議会選挙の直後に、大統領制から議院内閣制への再移行（第4次改正によって、議院内閣制から大統領制へ移行して以来となる再移行）を実現した第12次改正（1991年）、政治的に中立な暫定政権のもとで自由で公正な選挙を円滑に実施することを目的として民主化後に導入された「非政党選挙管理政府」（Non-Party Care-taker Government: NCG）制度を明文化した第13次改正（1996年）、さらに、NCG制度に関する条項（第2編第2A章）を憲法から削除した第15次改正（2011年）などが挙げられる²。これらの例から明らかのように、独立から軍政の崩壊による民主化までの時期（1971～1991年）については政治体制の変遷、民主化以降の時期（1991年～）については民主主義の不安定性（特に、選挙の実施体制をめぐる政党間の対立とそれに伴う混乱）という、バングラデシュの政治面での大きな流れが、憲法改正の内容に色濃く反映されているのである³。

そして、本稿が主に焦点を当てている、司法の独立という問題を考える場合にも、憲法改正が及ぼしてきた影響を無視することはできない。例えば、上記の第4次改正によって、大統領が政治的意図を持って最高裁判事の任命と解任を行うことが可能となり、立法部および行政部から司法部が独立する余地は著しく狭められた。具体的には、改正前の憲法では、最高裁長官以外の最高裁判事の任命に関して、大統領は最高裁長官との協議を経なければならないと定められていたが、第4次改正によって、最高裁長官を含むすべての最高裁判事の任命を大統領が行えるようになった（第95条第1項）。また、下級裁判所の判事の任命に関しても、司法部（具体的には、最高裁）の関与は一切排除され、大統領が自ら制定した規則に従って判事を任命できるよう改正された（第115条）。さらに、下級裁判所の管理および監督の権限も、最高裁から大統領へ移されることとなった（116条）。一方、不祥事または職務遂行不能を理由とする最高裁判事の解任につい

項）。詳細については、浅野（2017）を参照。

² 第1次から第15次までの憲法改正の概要については、Islam（2016, 71-75）を参照。施行当初の憲法を大きく書き換えた第4次改正については、Ministry of Law, Parliamentary Affairs and Justice（1975）を参照。また、Ministry of Law and Justice（1986）は、第1次から第7次までの憲法改正に加えて、戒厳令下で出された命令などを収録している。NCG制度の法的位置づけ、導入から廃止までの経緯、NCG制度が政党間の争いの焦点となった政治的背景については、湊（2018）を参照。

³ 独立前後から現在までのバングラデシュの歴史については、『アジア動向年報』（各年版）、加賀谷・浜口（1977）、佐藤編（1990）、佐藤（2018）などを参照。

ては、国民議会の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされていたが、第4次改正によって、大統領令で最高裁判事を解任できるよう改められた（第96条）⁴。

また、軍政末期の1988年に行われた第8次改正には、首都の他に6つの地方都市に最高裁高等裁判所部を常設するという内容（第100条第2項）が含まれていた⁵。これに関しては、国民の利益のために高裁部を地方に設置するという名目のもと、エルシャド政権が司法部の弱体化を図ろうとしたのではないかと指摘されていた（Hoque 2015, 278 ; Rahman 1990, 154）。しかし、地方都市への常設法廷の設置は立法部の権限超越であるとして訴えが起こされ、第8次改正が行われた翌年の1989年には、憲法の基本構造は変更されてはならないという原則（いわゆる、「Basic Structure Doctrine」）に依拠して、第100条の変更は違憲であり無効とする判決を最高裁上訴部が下した⁶。この判決は、憲法改正を違憲と判断した初めての例となった（憲法改正に対する違憲判決のその後の例については後述する）。

さらに、司法の独立に関係する憲法改正のなかで最近のものとして挙げられるのが、2014年の第16次改正である。この憲法改正は、最高裁判事の任期および解任の手続きを定めた第96条を対象とするものであったことから、司法の独立をめぐる大きな議論を呼ぶこととなった。

第2節 憲法第96条と第16次改正

バングラデシュ憲法の「第6編 司法」の「第1章 最高裁判所」にある第96条は、2014年に憲法第16次改正が行われるまでは、以下のような条文であった。

⁴ 現行の憲法の第95条第1項は当初の憲法の同項と条文が同一であり、最高裁長官以外の最高裁判事の任命について、大統領は長官との協議を経なければならないと定められている。これとは対照的に、第4次改正が行われて以降、第115条は改正されていない。また、第116条では、下級裁判所の管理および監督の権限は大統領にあるとされたままだが、その行使にあたっては最高裁との協議が必要であると定められている。なお、第96条については第2節を参照。

⁵ バングラデシュの最高裁判所は上訴部（Appellate Division）と高等裁判所部（High Court Division）から構成されており、最高裁長官は上訴部に所属する。バングラデシュの最高裁の仕組みについては、憲法の第6編および浅野（2015, 5-15）を参照。

⁶ *Anwar Hossain Chowdhury v. Bangladesh, DLR (AD) (1989) 165*。第8次改正をめぐる裁判については、Hoque (2015, 277-279)およびHossain (2010, 195-196)を参照。なお、この裁判で違憲判決を下した3人の裁判官のうちの1人が、1990年12月にエルシャド大統領の辞任を受けて大統領代行に就任し、選挙管理政府の指揮を執ることになる、シャハブッディン・アハメド（1990年12月当時は最高裁長官）である。

第96条 裁判官の任期

- (1) 本条の他の規定に従い、裁判官は67歳に達する日までその任に当たる。
- (2) 本条の以下の規定によらない限り、裁判官はその職を解かれることはない。
- (3) バングラデシュ最高裁長官および最先任の2名の裁判官からなる国家司法協議会（以下、協議会とする）を設置する。

ただし、協議会がその構成員である裁判官の能力もしくは行為について調査する時、または、協議会の構成員が不在もしくは病気もしくはその他の理由で参加できない時は、協議会の構成員に次いで先任の裁判官が、当該の構成員に代わって協議会に参加する。

- (4) 協議会は、
 - (a) 裁判官が遵守すべき行動規則を規定し、
 - (b) 裁判官、または、裁判官と同様の手続きに従わなければ解任されることのないその他の役職にある者について、その能力もしくは行為を調査する。
- (5) 大統領は、協議会またはその他の情報源から次のような情報を得た時、協議会に対して調査を命令し、報告させることができる。
 - (a) 裁判官が、身体的または精神的な面での能力の欠如により、その職務を適切に遂行しえない。
 - (b) 裁判官が、不祥事により有罪となりうる。
- (6) 調査の後、協議会が大統領に対して、当該の裁判官はその職務を適切に遂行できないか、または不祥事により罪に問われうると報告をした場合、大統領は命令により、その裁判官を罷免することができる。
- (7) 本条における調査のために、協議会は手続きを定め、執行過程において最高裁判所と同等の権限を有することができる。
- (8) 裁判官は、自筆による大統領宛の書面をもって、その職を辞すことができる。

第16次改正以前の第96条では、最高裁判事を解任する手続きのなかで中心的な役割を担うのは、最高裁長官とそれに次いで最先任の最高裁判事2名によって構成される国家司法協議会（Supreme Judicial Council）であると定められていた。形式上は、大統領が最高裁判事を罷免できるとなっているが、国家司法協議会による調査の結果について報告を受けたうえで、それに基づいて大統領が判断を下すことが規定されているため、司法部を代表する国家司法協議会の位置づけが非常に重要であるといえる（浅野 2015, 27）。

なお、国家司法協議会の設置は、戒厳令下の1977年11月にジアウル・ラフマン大統領（戒厳令総司令官と陸軍参謀長を兼務）が出した第2次宣言（第10次改正）命令によって定められ、その規定が1979年の第5次改正によって憲法に書き加えられた（Ministry of Law and Justice 1986）。その後、2010年に第5次改正を無効とする判決が

最高裁上訴部によって下されたが、AL 政権下の 2011 年に行われた第 15 次改正で、国家司法協議会に関する上記の規定が再び憲法に盛り込まれた。

ところが、そのわずか 3 年後の 2014 年 9 月には、同じ AL 政権のもとで憲法第 16 次改正が行われ、上記の第 2 項から第 7 項を下記の第 2 項および第 3 項に置き換えるという大幅な修正が第 96 条に施された。

- (1) 上記第 1 項と同じ。
- (2) 不祥事または職務遂行不能が認められるという理由に基づき、議会がその総議員の 3 分の 2 以上の賛成により可決した意見に従って、大統領が命令を発しない限り、裁判官がその職を解かれることはない。
- (3) 前項に定める議決、裁判官の不祥事および職務執行不能の調査および証明について、議会は法律によって手続きを定めることができる。
- (4) 上記第 8 項と同じ。

このように、不祥事または職務遂行不能を理由として、国民議会の総議員の 3 分の 2 以上の賛成によって裁判官を弾劾することが可能になり、関係する手続きも議会が定められるように改正された。つまり、司法部を代表する国家司法協議会は廃止され、それに代わって、立法部（国民議会）が裁判官の解任手続きにおいて中心的な役割を担うようになり、その結果、立法部が司法部に介入する余地が大幅に増すこととなった。

一見すると、「議会がその総議員の 3 分の 2 以上の賛成により可決」という第 2 項の要件は、高いハードルのように思えるかもしれないが、ここ数年の政治状況を考えれば必ずしもそうとはいえず、立法部による司法部への介入に対する歯止めとはなりえない。というのも、2014 年 1 月に行われた第 10 回国民議会選挙には、ボイコットを決めたバングラデシュ民族主義党（Bangladesh Nationalist Party: BNP）と政党登録を無効にされたイスラム協会（Jamaat-e-Islami: JI）という主要野党の参加がなかったため、シェイク・ハシナ首相率いる与党アワミ連盟（AL）が 3 分の 2 を超える議席を獲得して政権を維持したからである⁷。

さらに、バングラデシュ憲法の第 70 条では、国会議員が所属政党の決定に反して国会で投票した場合、議員資格を失うと定められているため、個々の議員の独立性が弱く、政府と与党の一体性が強くなる傾向が見られるという点も重要である。つまり、第 16 次改正によって司法部が立法部からの介入を受けやすくなった結果、行政部が立法部を

⁷ 2014 年の総選挙をめぐって与野党間にこのような決定的な亀裂が生じた背景にも、憲法改正の問題がある。つまり、2011 年 5 月に最高裁上訴部が NCG 制度を違憲とする判決を出したのに乗じて、AL 政権が NCG 制度に関する憲法の条項をすべて削除する憲法第 15 次改正を強行したためである。

通じて司法部をコントロールすることが容易になったといえるのである⁸。

第16次改正の是非をめぐる最高裁判決（後述）でも、憲法第70条は「国会議員に対する足かせとなっており、厳しい統制のもとに置くことになる」という意見が述べられている。また、この点に関連して最高裁判決は、英国、米国、カナダ、オーストラリアなどでも、最高裁判事の解任権が議会に認められているが、これらの国々では第70条のような厳しい制約がないため、個々の議員の独立性が強いと指摘している。一方、第70条と同じような制約を議員に課しているインドについては、一院制のバングラデシュとは異なり（上記の国々とともに）二院制であることに加えて、「政党の内部に民主的实践が行き渡っているため、議員が党の決定に盲目的に従うようなことはない」と述べ、バングラデシュとの違いを強調する意見を示している⁹。

なお、憲法第16次改正によって修正された第96条は、第1項で定められている定年を除いて、1972年12月に施行された当時の第96条と条文が同一である。当初の憲法は、最高裁判事の定年は62歳と定められていたが、1986年の第7次改正により65歳に引き上げられ、2004年の第14次改正により67歳へとさらに定年が延長され、現在に至っている。ただし、第14次改正に伴う最高裁判事の定年延長については、NCGの主席顧問への前最高裁長官の就任をめぐる、当時のBNP政権の政治的思惑が隠れていることは明白である¹⁰。つまり、憲法改正が与野党間の政治的駆け引きに巻き込まれ、司法の独立に大きな影響を及ぼした例の一つであるといえる。

⁸ なお、憲法にこの規定が盛り込まれたのは、独立直後から顕在化していた、アワミ連盟内部の腐敗を抑えるためであったといわれる（加賀谷・浜口 1977: 332）。

⁹ *Advocate Asaduzzaman Siddiqui and others v. Bangladesh represented by the Cabinet Secretary, Cabinet Division, Bangladesh Secretariat, Writ Petition No. 9989 of 2014* の123-126ページ。なお、インドでは、1985年の憲法第52次改正によって第102条第2項と第10付則が憲法に設けられ、議員が所属政党の決定に反して投票した場合は離党したものとみなされ、議員資格を失うと定められた。なお、最高裁判事の解任に関する条項については、インド憲法の第124条の第4項と第5項を参照。

¹⁰ この定年延長によって、AL寄りといわれていた判事の最高裁長官への昇格は先送りされた。そのため、2006年10月に国民議会が任期満了する時点で、この判事が前最高裁長官としてNCGの主席顧問に就任することは不可能となり、それに代わって、BNPに所属していた前歴を持つ、当時の最高裁長官K・M・ハサンが首席顧問に就任することになった。結果的には、政治的中立性の観点から野党の非難を浴び、ハサン前長官は国民議会の任期満了直後にNCGの主席顧問への就任を辞退したが、その後も政治的混乱が続いた。詳細については、湊（2018）の第2節を参照。

第3節 第16次改正をめぐる司法と政治

1. 第16次改正に対する違憲判決

2014年9月、ALを中心とする与党連合とその補完勢力がほぼすべての議席を占める国民議会において、憲法第16次改正法案が全会一致で可決された。憲法改正という重要事項にもかかわらず、審議に費やされた時間は3時間半ほどにすぎず、その中身も真剣さに欠けるものであったと指摘されている。実際、改正法案について国民から意見を募ることや新たな条項を追加すること（そのなかには、明らかに不要な条項の追加も含まれる）などを求めて動議を提出した複数の議員が、採決の際に自らの提案に反対する一方、政府が提出した改正法案には賛成するという、不可解な議事と採決が国民議会でも繰り返されたのである¹¹。

憲法第96条の修正によって司法の独立が損なわれるのではないかという懸念は、第16次改正法案が可決される以前から、法曹界を中心に盛んに論じられていた。そのため、改正法が成立してから間を置かず、最高裁で活動する弁護士からなるグループが公益訴訟としてこの問題を提起し、第16次改正の是非が司法の場に持ち込まれることになった¹²。そして、最高裁高裁部で審理が開始されてから1年後の2016年5月には、「第16次改正は、憲法に基づいているかのような外観を装っているが違憲であり、三権分立と司法の独立という2つの憲法の基本構造に反する」として、同改正を無効とする判決が高裁部によって下された¹³。

これに対して、大臣や国会議員をはじめとする政府与党側はすぐさま反発し、高裁部による違憲判決に激しい非難の言葉を投げつけた。例えば、ホック法務大臣は、「判決内容は憲法に反するものであり、このような判決を下す権限は高裁部にはない」と国民議会で答弁した。また、第16次改正によって第96条が憲法施行当初の条文に戻った（前節を参照）ことを理由に、高裁部による違憲判決の妥当性を批判する意見、さらには、高裁部による判決は「民主主義と国権の最高機関としての国会に対する陰謀」であ

¹¹ “JS regains power to impeach judges.” *The Daily Star*, 18 September 2014 ; “Constitutional amendment is no more a serious job.” *The Daily Star*, 20 September 2014。与党議員の頻繁な欠席（さらに、野党が存在していた時期には、野党議員によるボイコット）に象徴される議会の空洞化は、以前から指摘されている問題である（Moniruzzaman 2009; Choudhury 2013）。

¹² バングラデシュにおける公益訴訟の展開について、インドとの比較の視点から考察した論考として、佐藤（2007）がある。また、インドでの公益訴訟をめぐる最近の動向については、浅野（2013）を参照。

¹³ *Advocate Asaduzzaman Siddiqui and others v. Bangladesh represented by the Cabinet Secretary, Cabinet Division, Bangladesh Secretariat*, Writ Petition No. 9989 of 2014 の164ページ。判決の詳細については、第1章を参照。

り、そのような企ては一切許さないという、司法部そのものを攻撃するような恫喝まがいの主張まで飛び出した¹⁴。

2017年1月、政府は高裁部の判決を不服として上訴するが、その半年後の同年7月には、最高裁上訴部が判事7人の全会一致で高裁部の判決を支持し、第16次改正を違憲であり無効とする司法の判断が改めて示される。その後、高裁部による違憲判決の直後と同様、大臣や国会議員などから再び反発の声が上がった。さらに、政府与党からの激しい非難は、判決を下した最高裁だけでなく、法廷助言者（*amici curiae*）として出廷した著名な法律家にも向けられ、そのなかには、ムジブ政権で大臣や憲法制定委員会の委員などの要職を歴任した、カマル・ホセンやM・アミールル・イスラムなどの人物が含まれていた。ある大臣は、高裁部の判決を支持する意見を法廷で述べたホセンやイスラムらを「日和見主義者」と一方的に糾弾し、ハシナ首相も「憲法を作成したと称する人たちが憲法を傷つけている」として彼らを批判したと報じられている¹⁵。

2. 最高裁長官の「国外追放」

2017年8月1日に上訴部による判決の全文が公開されると、司法部に対する攻撃は一層激しさを増していくことになる。政府与党側は、第16次改正の是非とはまったく関係のない、政府批判を意図した意見が判決文に書かれているという点を繰り返し主張し、違憲判決とそれを下した最高裁に対して非難を浴びせた。特に、スレンドラ・クマール・シンハ最高裁長官への風当たりはひととき強く、上訴部による判決の取り消しに加えて、長官の辞任を求める意見が公然と出るような異常な事態へと発展した¹⁶。例えば、アラム法務総裁は、「一人の人物によって成り立ったり、一人の人物によって生み出されたりする国などない」という、シンハ長官による意見の一文を取り上げ、上訴部の判決は建国の父であるシェイク・ムジブル・ラフマンを貶め、国民の感情を傷つけるものであると批判した¹⁷。その他にも、シンハ長官の意見は政治色を帯びているとか、

¹⁴ “Bangladesh High Court scraps 16th amendment to constitution,” *The Daily Star*, 6 May 2016; “Lawmakers hit out at judiciary over charter amendment ruling.” *The Daily Star*, 6 May 2016; “An undesirable disagreement.” *The Daily Star*, 7 May 2016.

¹⁵ “SC verdict a bar to return to ’72 charter.” *The Daily Star*, 9 July 2017; “Verdict on 16th Amendment: Lawmakers tear into higher courts.” *The Daily Star*, 10 July 2017。なお、ホセンは1981年の大統領選にALの公認候補として出馬したことがあるが、1993年に「人民フォーラム」という新党を設立し、ALと袂を分かっている（『アジア動向年報1994』の455ページ）。

¹⁶ “PM critical of CJ’s remarks.” *The Daily Star*, 22 August 2017; “AL leaders now calling for CJ to step down.” *The Daily Star*, 23 August 2017。シンハ長官の略歴については、Supreme Court of Bangladesh (2017, 10-11)を参照。なお、同長官は、バングラデシュではマイノリティ集団であるヒンドゥー教徒としては初めての最高裁長官である。

¹⁷ *Government of Bangladesh and others v. Advocate Asaduzzaman Siddiqui and others*, Civil

事実関係の誤りや歴史の歪曲が含まれているといったように、本筋から離れた論点に関する批判が政府与党側によって数多くなされた。

さらに9月には、最高裁による違憲判決の無効化とシンハ長官の意見からの「憲法に反し、無礼かつ無関係」な文言の削除を求める決議が、国民議会において全会一致で可決された。その一方で、第16次改正に対する違憲判決をめぐる司法部への攻撃は一向に収まらなかったが、10月に入ると事態は急展開する。論争の中心にあったシンハ長官が、健康上の理由から1ヶ月の休暇を取得することが法務大臣によって突然発表され、その10日後には、シンハ長官が大統領の許可を得てオーストラリアへ出国し、さらに、休暇期間が切れる11月11日には、本国に戻ることなく最高裁長官を辞任したのである。

ただし、以上の経緯には不可解な点がいくつも見られる。まず、シンハ長官は出国のために飛行場へ向かう前に、「健康にはまったく問題はない」と記者団に明言しており、健康上の理由から休暇を取得するという法務大臣の説明とは明らかに矛盾している。また、出国の翌日に、シンハ長官は汚職やマネーロンダリングなど11件の犯罪行為に関与しており、上訴部の5人の判事はシンハ長官とともに法廷に立つことを拒否しているという内容の声明が最高裁によって出された。しかし、シンハ長官が実際に犯罪行為を行っており、そのことを大統領が事前に把握していたのであれば、なぜ出国が許可されたのかという疑問が当然生まれる¹⁸。

本稿執筆の時点では、シンハ長官があのような判決文を書くに至ったのはなぜか、前長官と政府との間にはどのようなやり取りがあったのか、長官が数々の犯罪行為に関与していたとする告発の内容は本当なのかなど、不明な点が数多く残されたままである(Riaz 2017)。とはいうものの、シンハ長官が辞任に至るまでの経緯が非常に不自然であることを考えれば、政府が何らかの形で長官に圧力をかけて辞任（さらには、事実上の国外追放）に追い込んだのではないかという、野党などの主張にはかなりの真実味があるといっていよう。

憲法第16次改正への違憲判決をめぐる、政府与党側は「1972年憲法へ立ち返る」という言葉を持ち出して、憲法第96条を当初の憲法の規定に戻そうとする憲法改正の

Appeal No. 06 of 2017 の 54 ページ。判決の詳細については、第1章を参照。上訴部による判決文は全体で800ページにも及び、そのほぼ半分はシンハ長官による意見で占められている。法務総裁の発言については、“16th amendment verdict ‘undermines Bangabandhu’, says AG.” *The Daily Star*, 12 August 2017 を参照。なお、法務総裁は、国の法務官としては最高位に位置し、国が訴訟の当事者となった場合には、国を代表して訴訟に関与する。¹⁸ “I am completely well, says Chief Justice SK Sinha as he leaves country.” *The Daily Star*, 13 October 2017 ; “CJ faces 11 charges including ‘graft, money laundering’.” *The Daily Star*, 14 October 2017 ; “Chief justice steps down.” *The Daily Star*, 12 November 2017 ; “Forced to quit: BNP, No pressure: AL.” *The Daily Star*, 12 November 2017。

試みを妨害する司法部を激しく攻撃した。しかし、近年のバングラデシュの現状を見ると、AL 政権が目指そうとしているのは、独立の翌年に施行された当初の憲法の内容ではなく、1975年の第4次改正を経た一党独裁体制なのではないかと考える方がむしろ自然であろう。

おわりに

2014年1月、シェイク・ハシナ首相率いるAL 政権は、主要野党の参加のないまま国民議会選挙を強行した。この選挙に「勝利」して以降、「1975年に一党制を導入したALの前歴を考えると、バングラデシュが再び同じ方向へ進んでいくのではないかという懸念が高まっている」(Riaz 2014, 128)との指摘を裏打ちするかのようになり、AL 政権の権威主義化が急速に進行していった。そして、次の国民議会選挙まで一年を切った2018年2月には、BNP 総裁のカレダ・ジア元首相に禁固5年の刑が言い渡され、総選挙への立候補の可能性がますます狭まるなか、BNP をはじめとする対抗勢力が政治の領域から実質上消滅したといわれるような状態にまで至っている (Sobhan 2018)。

このように、バングラデシュの現状は、民主的制度が権威主義支配の道具として現職に利用されている「競争的権威主義体制」そのものである。第16次改正をめぐって繰り広げられた、政治による司法への介入は、この点を非常によく物語る象徴的な出来事であったといえる。

ただし、バングラデシュにおける政治と司法の関係に関するこれまでの研究は、本稿を含めて、個々の憲法改正や代表的な訴訟などを取り上げた、記述的なものが大部分を占めている。したがって、裁判官の人事(例えば、最高裁高裁部から上訴部への昇進、追加判事から判事への昇格)や個々の裁判官が下した判決などをある程度の期間にわたって整理したうえで、こうしたデータに基づいた実証的な視点から、政治と司法の関係についてより詳細な研究を行う余地が多いに残っている。

文献リスト

〈日本語文献〉

浅野宜之 2013. 「インドにおける公益訴訟の展開と課題——第三世代の公益訴訟を中心に」『関西大学法学論集』第62巻第4・5号 297-324。

_____ 2015. 『バングラデシュにおける司法制度』。

<http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>

_____ 2017. 「バングラデシュにおける『国家政策の基本原則』規定」『ICD NEWS』
第70号 5-16。

アジア経済研究所『アジア動向年報』（各年版）。

https://ir.ide.go.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=4115&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=26&block_id=95

加賀谷寛・浜口恒夫 1977. 『南アジア現代史II パキスタン・バングラデシュ』山川出版社。

佐藤創 2007. 「バングラデシュにおける公益訴訟の展開——インド公益訴訟との比較」『アジア経済』第48巻第3号 2-28。

佐藤宏編 1990. 『バングラデシュ——低開発の政治構造』アジア経済研究所。

佐藤宏 近刊. 「バングラデシュ」長崎暢子編『世界歴史大系 南アジア史 4』山川出版社。

湊一樹 近刊. 「非政党選挙管理政府制度と政治対立——バングラデシュにおける民主主義の不安定性」川中豪編『開発途上国における民主主義の危機』（仮題）ミネルヴァ書房。

〈英語文献〉

Choudhury, Dilara. 2013. “Culture of Parliament Boycott in Bangladesh.” *The Daily Star*, March 18.

Chowdhury, M. Jashim Ali. 2015. “Elctions in ‘Democratic’ Bangladesh.” In *Unstable Constitutionalism: Law and Politics in South Asia*, edited by Mark Tushnet and Madhav Khosla. New York: Cambridge University Press, 192-229.

Constituent Assembly of Bangladesh. 1972. *The Constitution of the People's Republic of Bangladesh*. Dacca: Government of the People's Republic of Bangladesh.

Hoque, Ridwanul. 2015. “The Judicialization of Politics in Bangladesh: Pragmatism, Legitimacy, and Consequences.” In *Unstable Constitutionalism: Law and Politics in South Asia*, edited by Mark Tushnet and Madhav Khosla. New York: Cambridge University Press, 261-290.

Hossain, Sara. 2010. “Confronting Constitutional Curtailments: Attempts to Rebuild Independence of the Judiciary in Bangladesh.” In *Routledge Handbook of South Asian Politics*, edited by Paul Brass. New York: Routledge, 191-202.

Huq, Abul Fazl. 1973. “Constitution-Making in Bangladesh.” *Pacific Affairs* 46(1): 59-76.

Islam, S. Nazrul. 2016. *Governance for Development: Political and Administrative Reforms in Bangladesh*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Jahan, Ferdous and Asif Shahan. 2014. “The Shifting Role of Judiciary in Bangladesh: Re-

- defining the Checks and Balances in a Transitional Democracy.” In *40 Years of Public Administration and Governance in Bangladesh*, edited by Nizam Ahmed. Dhaka: University Press Limited, 213-238.
- Ministry of Law and Justice. 1986. *The Constitution of the People’s Republic of Bangladesh [as modified up to 31st May, 1986]*. Dhaka: Government of the People’s Republic of Bangladesh.
- Ministry of Law, Parliamentary Affairs and Justice. 1975. *The Constitution of the People’s Republic of Bangladesh [as modified up to 25th January, 1975]*. Dacca: Government of the People’s Republic of Bangladesh.
- Moniruzzaman, M. 2009. “Parliamentary Democracy in Bangladesh: An Evaluation of the Parliament during 1991-2006.” *Commonwealth and Comparative Politics* 47(1): 100-126.
- Rahman, Syedur 1990. “Bangladesh in 1989: Internationalization of Political and Economic Issues.” *Asian Survey*, 30(2): 150-157.
- Riaz, Ali. 2014. “Bangladesh’s Failed Election.” *Journal of Democracy* 25(2): 119-130.
- _____. 2017. “Sinha Saga: More Questions than Answers.” *The Daily Star*, October 19.
- Sobhan, Zafar 2018. “Endgame in Bangladesh.” *The Hindu*, 12 February.
- Supreme Court of Bangladesh. 2017. *Annual Report 2016*. Dhaka: Supreme Court of Bangladesh.
http://www.supremecourt.gov.bd/resources/contents/Annual_Report_2016.pdf